

桂川町第4次行政改革大綱の概要

1 桂川町第4次行政改革大綱等策定の沿革

- (1) 平成16年12月24日、政府において「今後の行政改革の方針」を閣議決定
- (2) 平成17年3月29日、総務省において「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（地方自治法第252条の17の5に基づく助言）が策定され、各地方公共団体に通知された。

この指針は、「地方自治体における行政改革大綱を見直すとともに、その大綱に基づく具体的な取り組みを集中的に実施するため、平成17年度から平成21年度までの具体的な取り組みを住民に分かりやすく明示した計画（いわゆる、「集中改革プラン」）を、平成18年3月までに公表すること」というもの。

また、総務省においても、各地方公共団体における「集中改革プラン」の策定状況等を取りまとめの上、別途、公表される予定。

2 本町の取り組み

- (1) 平成17年2月、町の行財政改革のあり方について、桂川町行政改革推進委員会に諮問。
- (2) 平成17年9月、同諮問に対し答申を受けた。
- (3) 上記の答申を受け、平成17年10月、町執行部による桂川町行政改革推進本部を設置。
- (4) 以後、5回の桂川町行政改革推進本部会議を経て、18年5月、桂川町行政改革大綱を策定。併せて、総務省による「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づく「集中改革プラン」を別表として示した。

3 策定の方針等

- (1) 桂川町行政改革大綱においては、数値目標の設定に努め、数値目標の設定に至らないものについても、今後の行財政改革推進に当たっての基本的な方向性、考え方を示した。
- (2) 目標数値は、実現可能な最小限の数値に止め、実施に当たっては、これを上回る数値を達成するという考え方を基本とした。
- (3) 桂川町行政改革大綱の策定において、数値目標を設定するに至った項目のみを別表として集約し、国の指針に基づく「集中改革プラン」と位置づけた。

4 桂川町第4次行政改革大綱の構成

- I 策定の趣旨(P1) 原文参照(説明省略)

- II 策定による効果(P 1) 原文参照(説明省略)
- III 計画期間(P 1) 平成 17 年度～21 年度(5 ヶ年)
- IV 改革の目標(P 2) 原文参照(説明省略)
- V 改革の基本方針等 (P 2～P 10)

ここでは、具体的な数値目標を掲げ、具体的な数値目標の設定に至らない事項についても、将来に亘る改革の基本方針等を示した。

特に、職員の定員管理については、平成 17 年度から平成 22 年度までの目標値として 17 人の削減・純減割合△12.0%を提示した。(P6〈表 1〉参照。但し、この表の「退職(予定)者数」の項は、前年度 3 月末日の退職(予定)者数を翌年度の実質的な効果分として計上しており、年度区分が 1 年ずれていることに注意)

この「V 改革の基本方針等」の中で示した数値目標については、別表「集中改革プラン」として集約した(P12)。

*別表「集中改革プラン」参照

その他、町税等の徴収・収納率の向上、各種使用料金や減免基準の見直し等については、数値基準の設定には至っていないものの、重要な課題として示している(P 3)。組織機構の見直し(P 5)、人材の育成・確保(P 5～P 6)、効率的な電子自治体システムの構築(P 8)等については、積極的に推進すべき課題とした。

将来に亘る改革の基本方針としては、給食調理業務、公用車運転業務、上水道浄水業務の民間委託、保育業務の民営化等についての準備を掲げた(P 4)。

職員給与の 5 %削減については、平成 18 年度以降は、給与の適正化としての数値目標に含めず、職員の理解を求めつつ、実現に努めることとした(P 7)。

議会に関する内容については、「6 議会議員、特別職職員等の人件費の取り組み」(P 7～P 8)の中で示している。

VI 地方公営企業(水道事業)会計 (P10)

ここでは、〈表 1〉で示した職員数の目標値の内数として、〈表 2〉において、職員 1 人の削減・純減割合△10.0%を示したほか、平成 16 年度以前の経営改革の主な取り組みについて述べた。

5 今後の取り組み

- (1) 広報「けいせん」及び町ホームページで公表する。
- (2) 町議会、行政改革推進本部等の関係者へ配付する。
- (3) 策定内容について、行政改革推進本部で進捗状況を管理しながら、必要に応じて見直す。